

〈みずほ〉における贈収賄等に関する考え方および取り組みに 対するご依頼事項

みずほフィナンシャルグループ

1. 贈収賄等に関する考え方および取り組み

〈みずほ〉は、贈収賄行為¹および汚職・腐敗行為²を防止することの社会的重要性を認識し、贈収賄等防止法²を遵守するとともに、以下の通り、役職員の贈収賄行為および汚職・腐敗行為への関与を禁止し、誠実かつ公正な行動を実践することで、健全な企業活動の維持・発展を目指しています。

- ✓ 企業活動において、不正による売上および利益の向上を追求しない姿勢を明確にし、利益の向上を追求するために役職員が贈収賄行為および汚職・腐敗行為を行うことを一切許容しません。
- ✓ 企業活動における契約に基づく報酬およびその他の対価の支払いは、これと引き換えに提供される物品およびサービスの性質に直接関連した相応のものとし、適用される標準的な市場範囲を超えた報酬およびその他の対価の支払いを行いません。
- ✓ 以下の行為を通じた、役職員の贈収賄行為および汚職・腐敗行為への関与を禁止することで、贈収賄行為および汚職・腐敗行為の防止を実践します。
 - 接待および贈答
 - 寄付
 - 人材採用等
 - ファシリテーションペイメント³
 - 外部委託および第三者起用の契約
 - 企業買収行為
 - その他、職務に関する行為

1 「贈収賄行為」とは、「贈賄行為」および「収賄行為」をいう。

－ 「贈賄行為」とは、「公務員等および外国公務員等若しくは第三者に対し、その目的如何（自己又は第三者の利益を図ることに限らない）、直接又は間接を問わず、賄賂を供与、申込み・約束する行為」をいう。

－ 「収賄行為」とは、「その目的如何を問わず（自己又は第三者の利益を図ることに限らない）、自らの職務に関する行為に関連して、賄賂の收受、要求、約束する行為」をいう。

2 「汚職・腐敗行為」とは、「公務員等および外国公務員等が公職または公権力を濫用し日本国および諸外国が定める贈収賄行為に対する適用法令・規制等（総称して「贈収賄等防止法」という）に違反を生じさせる行為」をいう。

3 企業活動および営業上の不正の利益を得るための行政サービスの円滑化を目的とする支払をいう。

2. 委託先の皆さまに対するご依頼事項

〈みずほ〉は、上記1. に記載の通り、贈収賄行為および汚職・腐敗行為の防止に取り組むとともに、委託先の皆さまに対し、贈収賄行為および汚職・腐敗行為に関与しないこと、防止するための体制を構築いただくことを求めています。

〈みずほ〉の取組みをご理解いただき、上記、委託先の皆さまに対する期待事項に係る対応状況について、共有いただきますようお願いいたします。